



2026年3月11日

各位

会社名 株式会社 北洋銀行
代表者名 取締役頭取 津山博恒
(コード番号 8524 東証プライム・札証)
問合せ先責任者 常務執行役員経営企画部長 野際 卓司

(訂正) 「キャリアバンク株式会社株式(証券コード:4834)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

株式会社北洋銀行(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年3月3日付「キャリアバンク株式会社株式(証券コード:4834)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「2026年3月3日付プレスリリース」といいます。)において公表しましたとおり、キャリアバンク株式会社(証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」といいます。))本則市場、証券コード:4834、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式を除きます。以下同じです。)を対象とする、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定める公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2026年3月4日より開始しております。

今般、公開買付者が、公正取引委員会から2026年3月5日付で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第11条第1項ただし書の規定に基づく認可を取得したこと、及び、金融庁長官から2026年3月5日付で銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)第16条の2第4項に基づく認可を取得したこと及び、相続人らが、相続人ら応募合意株式以外に対象者株式を所有していたことが判明したことに伴い、2026年3月4日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2026年3月4日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するために、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2026年3月3日付プレスリリース及び本公開買付開始公告の内容の一部を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 2026年3月3日付プレスリリースの変更

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主(2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。)として対象者株式を386,700株(所有割合:38.94%)所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏(2025年10月16日逝去)(以下「故佐藤氏」といいます。)の相続人である佐藤佳寿子氏(所有株式数:154,680株、所有割合:15.58%)、佐藤良洋氏(所有株式数:116,010株、所有割合:11.68%)及び佐藤舞氏(所有株式数:116,010株、所有割合:11.68%)

(以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。)との間で、相続人らが所有する対象者株式(合計で386,700株、所有割合:38.94%、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「相続人ら応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位(注2)株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー(所有株式数:103,900株、所有割合:10.46%)及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社SATO-INVESTMENT(所有株式数:36,800株、所有割合:3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といい、相続人ら及びその他応募合意株主を総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式(合計で140,700株、所有割合:14.17%、以下「その他応募合意株式」といい、相続人ら応募合意株式及びその他応募合意株式を総称して「本応募合意株式」といいます。合計で527,400株、所有割合:53.11%)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「その他応募契約」といい、相続人ら応募契約及びその他応募契約を総称して「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(注2)対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5)大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主(2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。)として対象者株式を386,700株(所有割合:38.94%)所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏(2025年10月16日逝去)(以下「故佐藤氏」といいます。)の相続人である佐藤佳寿子氏(所有株式数:155,080株、所有割合:15.62%)、佐藤良洋氏(所有株式数:117,610株、所有割合:11.84%)及び佐藤舞氏(所有株式数:116,410株、所有割合:11.72%)

(以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。)との間で、相続人らが所有する対象者株式(合計で389,100株、所有割合:39.18%)のうち、相続人らが相続予定である対象者株式(佐藤佳寿子氏:154,680株(所有割合:15.58%)、佐藤良洋氏:116,010株(所有割合:11.68%)、佐藤舞氏:116,010株(所有割合:11.68%)、合計で386,700株(所有割合:38.94%)、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。なお、相続人らが所有している、相続人ら応募合意株式以外の対象者株式については、相続人らとの間で協議、合意している事項はございません。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「相続人ら応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位(注2)株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー(所有株式数:103,900株、所有割合:10.46%)及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社SATO-INVESTMENT(所有株式数:36,800株、所有割合:3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といい、相続人ら及びその他応募合意株主を総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式(合計で140,700株、所有割合:14.17%、以下「その他応募合意株式」といい、相続人ら応募合意株式及びその他応募合意株式を総称して「本応募合意株式」といいます。合計で527,400株、所有割合:53.11%)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「その他応募契約」といい、相続人ら応募契約及びその他応募契約を総称して「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(注2)対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5)大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(6)本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

(訂正前)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年3月3日付で、本応募合意株主それぞれとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結し、それぞれが所有する対象者株式（合計で527,400株、所有割合：53.11%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年3月3日付で、本応募合意株主それぞれとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結し、それぞれが所有する本応募合意株式（合計で527,400株、所有割合：53.11%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

公開買付け期間の末日の前日までに、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。）若しくは②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可（以下「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなること、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。）を受けることができなかった場合、本認可①及び本認可②を受けたが、本認可①若しくは本認可②に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は公開買付け期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付け期間の末日の前日までに、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可（本書において「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。）若しくは②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可（本書において「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対

象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社（同法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第 2 条第 8 項に定義される子会社に該当することとなることと、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第 2 条第 8 項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第 16 条の 4 第 1 項で定義される総株主等の議決権の 100 分の 5 を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第 16 条の 2 第 4 項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。）が取り消され又は撤回された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の変更

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：154,680株、所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で386,700株、所有割合：38.94%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社SATO-INVESTMENT（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。

（注2）対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「（5）大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：155,080株、所有割合：15.62%）、佐藤良洋氏（所有株式数：

117,610株、所有割合：11.84%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,410株、所有割合：11.72%）

（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で389,100株、所有割合：39.18%）のうち、相続人らが相続予定である対象者株式（佐藤佳寿子氏：154,680株（所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏：116,010株（所有割合：11.68%）、佐藤舞氏：116,010株（所有割合：11.68%）、合計で386,700株（所有割合：38.94%）、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。なお、相続人らが所有している、相続人ら応募合意株式以外の対象者株式については、相続人らとの間で協議、合意している事項はございません。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社S A T O - I N V E S T M E N T（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。

（注2）対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「（5）大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

公開買付け期間の末日の前日までに①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。）若しくは②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可（以下「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の

議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。)を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。)を受けることができなかった場合、本認可①及び本認可②を受けたが、本認可①若しくは本認可②に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条に規定される条件をいいます。)が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付期間の末日の前日までに①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可(本書において「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。)第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。))については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。)又は②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可(本書において「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社(同法第16条の2第1項第15号)に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社(銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。))と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数(同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。))を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。)が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、本公開買付けの日程及び条件についての見通し、並びに対象者株式を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。